

軍人の恩給を停止 (米軍渉外局二十五日発表)

マツカーサー元帥は廿五日日本政府に對し明年二月一日をもつて日本軍復員將兵に對する退職手當及び恩給の支拂を停止すべき旨命令した。但し受領者が身證上の故障のため労働に差支へを生じた場合は此の限りでない、最高司令部當局者によると今回の命令は日本の軍國主義が他の國民に負はしめた巨大な負債を軽減する目的への新しい重要な措置であると説明されてゐる。陸海軍將兵及び一般軍人、軍屬、雇員はいままで退職金のうち千圓までを現金で受取り殘額を證書で買つてゐた、一九四五年九月三十日までには陸軍の支拂つた退職手當は總計十億六百萬圓、海軍のそれは廿二億四千萬圓に上つてをりその後兩者合せて十五億圓の退職手當支拂が決定されてゐた、因みに以上の金額は現金及び證書の双方を含むものである、軍人恩給の廢止によつて復員終了後年額十五億圓の經費節減が期待される。

第 4 號

軍人恩給の最底額は退役後における俸給の三分の一で將校は十三年、下士官、兵は十二年の勤務を経て恩給を受取る資格を生ずる、然しながら日本軍人は多くの場合僅か一ケ年の勤務に對して二、三年または四年勤務したことに認められてゐた、在外勤務一ケ年は國內勤務の四年と計算され、航空機搭乗員は一年を三年に、潜水艇乗組員は一年を二年に計算されてゐた、日本側の情報によると廿五歳以下の若い軍人で恩給を受けてゐた者が少くなかつたといはれ、また民間の教師や官公吏が俸給の二パーセントを恩給の基礎として拂込まなければならぬのに對し軍人は僅かに一パーセントを拂込むだけであつた、更に軍人以外の恩給が公の俸給額に基いてゐるのに對し軍人の基準は俸給額よりも遙かに高いところにおかれ、例へば陸軍少の年給は八百六十圓であるのに對し千四百圓を基準に計算されてゐた。また軍人には廢役の場合特別俸給があつたのに對し一般にはこれがなかつた。

今回の命令は軍人のみならず聯合國の命令によつて既に解雇されもしくは將來解雇さるべき社団法人、協會または團體に關係ある民間及び軍人をも次の適用對象とし、聯合國の命令により免職された民間人もしくは軍人も同様である、即ち暴亂會の會員たりし者、聯合國の命令により辭

職した政府當局者、政治家、陸海軍高級將校がこれに關する。聯合軍最高司令部の命令により逮捕押留された者に對する支拂ひは禁止され、現に收監中の戦争犯罪人等に對する恩給の支拂ひは封鎖されることとなつた。戦争犯罪人は收監中現金の支拂を受けることは出來ず、正式に起訴された場合には事情の如何を問はず永久に恩給の受取りを禁止される。最高司令部當局者は今回の命令は退役軍人が特權階級として残るのを止し、もつて日本の民主主義化の促進に與つて力あらうと語り次の如く述べた

日本に於ける軍人恩給制度は他の諸國に類を見ない程大まかなものであつたが、この制度こそは世襲軍人階級の永續を許す一手段であり、その世襲軍人階級は日本の侵略政策の大きな源となつたものである。日本人の一部が軍人となることに魅力を感じてゐる主たる理由の一つは恩給がよいといふことにある

### 第15號

他の階級に比べて生活の苦しい農民は恩給があるが故にその子弟を軍隊に送つたのであつた。彼等は在外勤務に關する恩典からして短期間

勤務すれば終身の恩給を得ることが出來、しかも後になつて再び應召した場合や、官廳、會社に就職するやうな時にも續けて恩給を貰ふことが出來たのである。もつともわれわれは不幸なる人々に對する適當な人道上の援助に反對するものではない。養老年金や各種の社會的保障の必要は大いに認めらるがこれらの利益や權利は日本人全部に屬すべきであり、一部少數者のものであつてはならない。現在の悲惨たる窮境をもたらした最大の責任たる軍國主義者が他の多數人の犠牲において極めて特權的な取扱ひを受けるか如き制度は廢止されなければならぬ。われわれは日本政府がすべての善良なる市民のための公正なる社會保障計畫を提示することを心から望むものである